

●表1 保険料比較表(年額・率)

区 分	令和4・5年度	令和6年度		令和7年度
均等割	44,300円	45,900円		45,900円
所得割	8.48%	旧ただし書き所得* 58万円超	8.98%	8.98%
		旧ただし書き所得* 58万円以下	8.64%	
保険料 限度額	660,000円	令和5年度末 有資格者	730,000円	800,000円
		令和6年度 資格取得者	800,000円	

※前年の総所得金額と山林所得、土地・建物などの譲渡所得金額などの合計から、基礎控除額(最大43万円)を控除した金額(雑損失の繰越控除額は控除されない)

●表2 均等割額の軽減基準

軽減割合	軽減後の額	該当要件
7割	13,770円	【43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)】以下
5割	22,950円	【43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+29.5万円×被保険者数】以下
2割	36,720円	【43万円+10万円×(年金・給与所得者の数-1)+54.5万円×被保険者数】以下

現在お持ちの保険証の有効期限は、7月31日です。
※新しい保険証は簡易書留で郵送します。
新保険証の色 ピンク色
発送時期 7月下旬
有効期限 令和7年7月31日

ご注意ください

保険証の有効期限に

定後、随時お知らせします。

上旬に郵送します。年度途中に加入した人には、保険料決定後、随時お知らせします。

2のとおり。

保険料の決定通知書は8月上旬に郵送します。年度途中に加入した人には、保険料決定後、随時お知らせします。

均等割額が軽減されます(表2のとおり)。

以下のとときは、均等割額が軽減されます(表2のとおり)。

同一世帯の合計所得が基準

年間保険料は、加入者全員が等しく負担する「均等割」と所得に応じて負担する「所得割」の合計額で、個人ごとに計算します。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

均等割と所得割は、現行から引き上げとなり、保険料限度額も引き上げとなります(表1のとおり)。

すかがわNo.8スポーツ通信

ニュースポーツ紹介「スカットボール」

スカットボールは、屋内でできるニュースポーツです。赤球5個と白球5個を交互に打ち、約4m先のスカット台にある1～5点の得点穴にボールを入れて得点を競うゲームです。勝敗は、全球打ち終わった時点での点数の合計で決まります。

逆転要素もあり奥が深い競技ですが、ルールはシンプルなので誰でも参加しやすく、運動時の負荷も軽いので、老若男女問わず楽しく競技できます。地域のスポーツ行事などでも行われていますので、ぜひ参加してみてください！



打撃エリアから高得点を狙います



スカットボール

市のスポーツに関する話題などをシリーズで紹介します。

市スポーツ推進委員連絡協議会(生涯学習スポーツ課内)
☎(88)9174

国民年金保険料の納付が困難なときは

経済的な理由などで国民年金保険料を納付することが困難な人を対象に「保険料の免除」や「納付猶予」制度があります。

免除(全額・一部) 本人・配偶者・世帯主それぞれの前年所得が一定額以下のときや失業したときなどは、申請により全額または一部免除となります。

納付猶予 50歳未満の人で、本人と配偶者の前年所得が一定額以下のときは、申請により猶予されます。

必要な物 本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)

※失業・倒産・事業の廃止などで申請するときは、雇用保険受給資格者証または雇用保険被保険者離職票の写しが必要です。

市保険年金課 ☎(88)9137



国民年金保険料の免除制度

後期高齢者医療制度のお知らせ

後期高齢者医療の

保険料が変わります

保険年金課 ☎(88)9137

県後期高齢者医療広域連合は、今後見込まれる医療給付費を想定し、2年ごとに保険料の見直しを行っています。令和6・7年度の改正内容をお知らせします。

介護保険料を改定

介護保険制度は、第1号被保険者(65歳以上の人)と第2号被保険者(40歳以上の人)が

保険料の基準額(平均的な負担額)は、年額7万7640円

65歳以上の人が負担する保険料の改定を行いました。

画見直しの年で、表のとおり

本年度は3年ごとの事業計画で支え合う制度です。

市市負担金で成り立っており、介護が必要な人を社会全体で支え合う制度です。

納める保険料のほか、国・県の負担金で成り立っており、介護が必要な人を社会全体で支え合う制度です。

●表 介護保険料一覧(令和6～8年度)

所得段階	対象者	調整率	年額	前年度年額
第1段階	●生活保護を受給している人 ●世帯全員が市民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受けている人 ●世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.285	22,130円	23,300円
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額 × 0.485	37,660円	38,820円
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円超の人	基準額 × 0.685	53,190円	54,350円
第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 × 0.9	69,880円	69,880円
第5段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の人	基準額	77,640円	77,640円
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額 × 1.2	93,170円	93,170円
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	基準額 × 1.3	100,940円	100,940円
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額 × 1.5	116,460円	116,460円
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	基準額 × 1.7	131,990円	131,990円
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	基準額 × 1.8	139,760円	—
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	基準額 × 1.9	147,520円	—
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	基準額 × 2.0	155,280円	—
第13段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が720万円以上の人	基準額 × 2.1	163,050円	—

介護保険制度のお知らせ

65歳以上の人の保険料を改定

長寿福祉課 ☎(88)8117